

答 申 書

令和5年度
綾川町特別職報酬等審議会

令和5年11月20日

綾川町長 前田 武俊 殿

綾川町特別職報酬等審議会
会 長 野中 邦夫
(公 印 省 略)

答 申 書

令和5年11月13日、貴職より諮問のあった町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額について、慎重審議の結果、次のとおり答申いたします。

1 町長、副町長及び教育長の給料の月額

区分	現行の給料額	答申内容
町長	809,000円	据置き
副町長	590,000円	据置き
教育長	536,000円	据置き

2 議長、副議長及び議員の報酬の月額

区分	現行の給料額	答申内容
議長	371,000円	据置き
副議長	322,000円	据置き
議員	302,000円	据置き

3 期末手当の支給月数

区分	現行	答申内容
支給月数	2.75月	2.80月(0.05月分)

4 審議経過

令和5年11月13日、本審議会は、町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額について、町長から諮問を受けた。

審議会では、事務局からの県内各市町や類似団体の状況、人事院勧告の状況、一般職の給与の状況の資料説明に基づき、委員それぞれの立場から、住民各層の代表であることを深く認識し、慎重に審議を行った。

現在の町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額については、県内市町との比較においても、おおむね平均値に近い金額となっていること、また類似団体の金額と比較しても、同等の水準となっていることなど、また、期末手当については、過去の推移を確認し、当審議会としては、以下の結論となった。

(1) 町長、副町長及び教育長の給料の額

特別職においては、これまでの改定経緯や県内自治体の状況を勘案した中で、業務や職責も増加していると考えられるが、現在の経済状況や住民感情を考慮すると、町長、副町長及び教育長の給料の額は、今回は「据置き」とする。

(2) 議長、副議長及び議員の報酬の額

議長、副議長及び議員の報酬の額については、現在、県内の町平均水準に達していることから議長、副議長及び議員の報酬の額は「据置き」とする。

(3) 期末手当の支給月数

審議の経過における意見として、特別職及び議員の期末手当の支給月数については、人事院勧告における一般職の支給月数の引上げに準じ、年0.05月分の「引上げ」が妥当と考える。

5 おわりに

町の特別職として町政を預かる町長、副町長及び教育長や、町民の代表であり、行政をチェックする立場にある議長、副議長及び議員の果たすべき役割、職責は極めて重大である。

そのような中で、町長、副町長及び教育長においては、町政運営の中核としての職責を全うしていただくこと、また、議員においても、町民の意見に耳を傾け、平常時以上に活動することが望まれる。

今後は、双方の職責を全うして町民の生活の安全安心を守り、感染症対策と経済対策を両立させ、町の発展のために慎重な行政運営をし、町民の負託と期待に応じていくことを切望する。

綾川町特別職報酬等審議会委員

職名	氏名
会長	野中邦夫
会長職務代理	川田喜義
委員	碓石眞己
委員	射場洋
委員	片山美子
委員	岡田博子
委員	三谷朋幹